

いのち支える
うきは市自殺対策計画
(第2期)

令和6年
うきは市

はじめに



日本における自殺者数は、平成10年に急増して以降、年間3万人を超える状態が14年続いていました。国を挙げての取り組みにより、自殺者数は平成22年以降、10年連続で減少しました。しかしながら、令和2年以降は、新型コロナウイルス感染拡大の影響などによる社会生活の変化や雇用環境の悪化といった原因から、自殺者数は増加傾向にあります。

このため、国では令和4年10月に、最新の自殺者数の動向や社会情勢の変化を踏まえた、新たな「自殺総合対策大綱」が策定されました。

当市においては、平成17年の合併以降、自殺率は全国よりも高く推移し、平成27年は自殺死亡率が38.23となりました。そこで、令和2年に「うきは市自殺対策計画」を策定し、自殺対策に取り組んできました。令和4年のうきは市の自殺死亡率は、10.5と減少しましたが、依然として尊い命が自殺によって失われている状況です。

このような状況を踏まえ、改定された国の大綱や市の自殺の実態をもとに計画を見直し、「いのち支えるうきは市自殺対策計画(第2期)」を策定いたしました。

今後も引き続き、本計画の基本理念である「～誰も取り残さないうきはの実現を目指して～」を基に取り組んでまいりますので、市民の皆様や自殺対策に取り組むさまざまな団体の皆様におかれましては、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

うきは市長 高木 典雄

目次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景・目的	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	4
4 計画の推進体制	4

第2章 うきは市の自殺の現状

1 自殺者数の推移	5
2 性別・年齢階級別自殺者数	6
3 自殺死亡率	7
4 主な自殺の特徴	8

第3章 自殺対策の基本的な考え方

1 基本理念	9
2 自殺対策の基本認識	10
3 自殺対策の基本方針	10
4 基本施策と重点施策	10
5 計画の数値目標	10

第4章 自殺対策における取組

1 基本施策	
①地域におけるネットワークの強化	11
②自殺対策を支える人材の育成	12
③住民への啓発と周知	13
④生きることの促進要因への支援	14
⑤児童生徒のSOSの出し方に関する教育	16
2 重点施策	
⑥勤務者・経営者への対策	17
⑦高齢者への対策	18
⑧無職者・生活困窮者への対策	20

第5章 評価指標一覧

資料	24
自殺対策基本法	25
自殺対策の経緯	31
うきは市自殺対策プロジェクト委員会設置要綱	32

第1章 計画策定にあたって

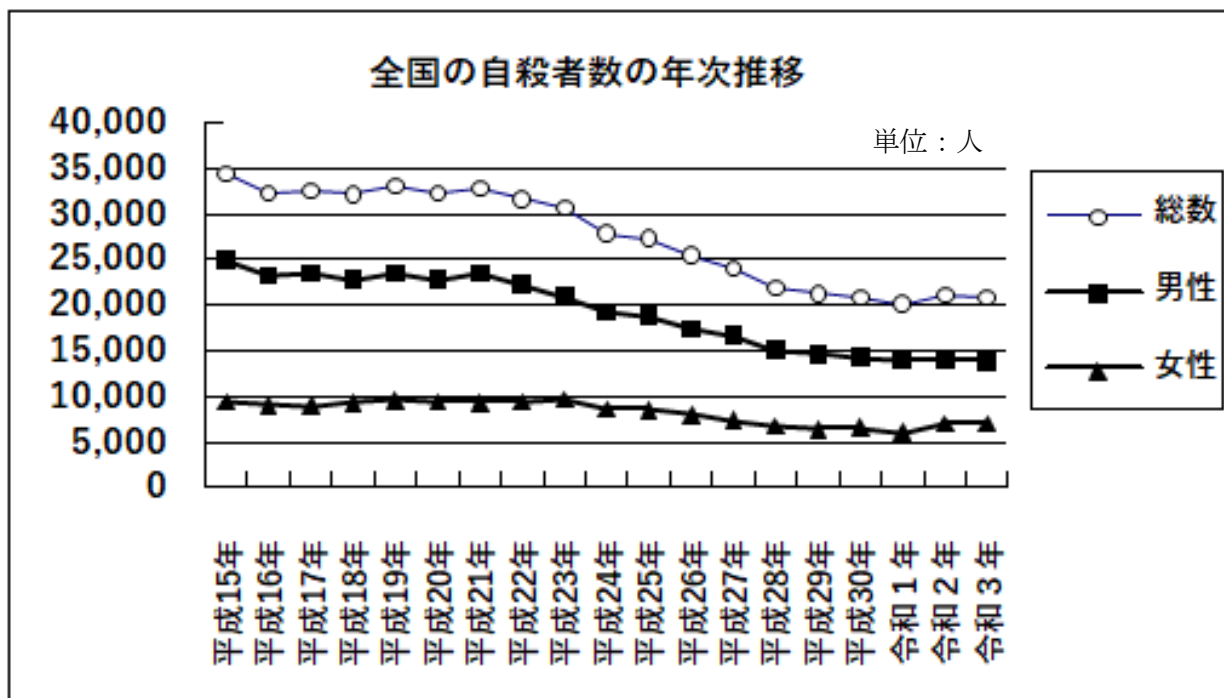
1 計画策定の背景・目的

平成18年10月に自殺対策基本法（以下「基本法」という。）が施行、平成19年6月に「自殺総合対策綱」（以下「大綱」という。）が策定されました。

うきは市においても、行政や地域の関係機関や団体を構成員とした「うきは市自殺対策プロジェクト委員会」を設置し、自殺の実態や課題の認識と地域の社会資源等の情報について共有し、自殺対策の取組を進めてきました。また、平成28年に基本法が改正され、すべての市町村に「自殺対策計画」の策定が義務付けられたことから、「うきは市自殺対策計画」を令和2年3月に策定し、実行してきました。

こうした取組の成果もあって、うきは市の自殺者数は、令和4年には3人となり、ピーク時（平成27年）の12人と比較して半分以下に減少しました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの人々がさまざまな不安やストレスを抱える状態になりました。このような中、令和4年に改訂された大綱をもとに、うきは市の自殺対策の更なる充実を図るべく、「いのち支えるうきは市自殺対策計画(第2期)」を策定しました。



出典：警視庁 自殺統計

2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」であり、国の基本理念や大綱の基本認識及び方針を踏まえて策定します。

また、本計画は「うきは市地域福祉計画」を上位とし、様々な福祉分野における行政計画との整合性・連携を図るものとします。

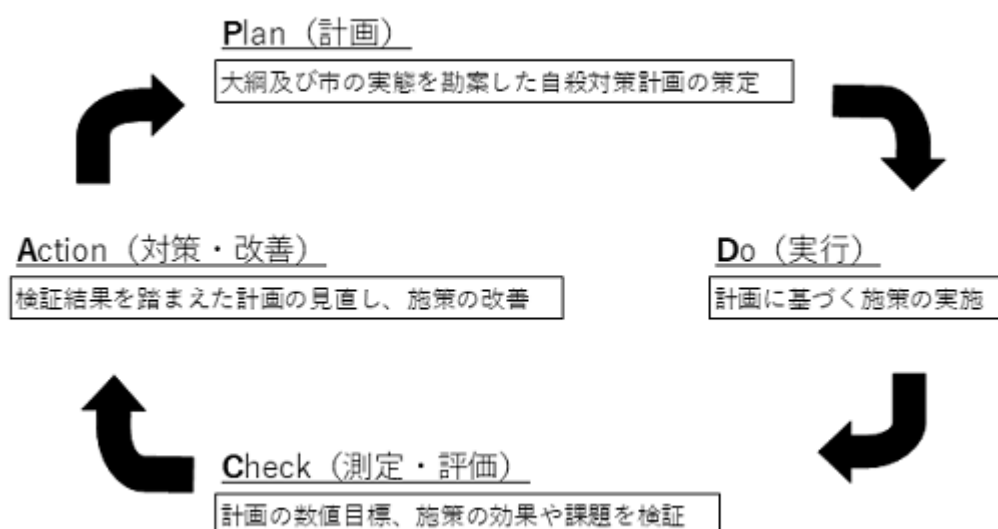
3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とし、取組の進捗状況や国の動向などの社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の推進体制

本計画の実効性を高め、総合的に推進していくために、「うきは市自殺対策プロジェクト委員会」を中心とし、庁内各分野の連携により、本計画に基づく取組を推進します。

本計画の取組や目標値について、毎年度取組状況を取りまとめて、その進捗状況を検証・評価し、うきは市自殺対策プロジェクト委員会に報告の上、その後の取組についての協議を行い、PDCA サイクルにより計画を推進していきます。



第2章 うきは市の自殺の現状

1 自殺者数の推移

全国及び福岡県の自殺者数は年々減少していましたが、令和2年以降増加し高い数値で推移しています。一方、うきは市においては、平成17年の合併以降自殺者数が5名を下回ることはありませんでしたが、令和2年に5名を下回り、令和3年は5名、令和4年は3名となっています。

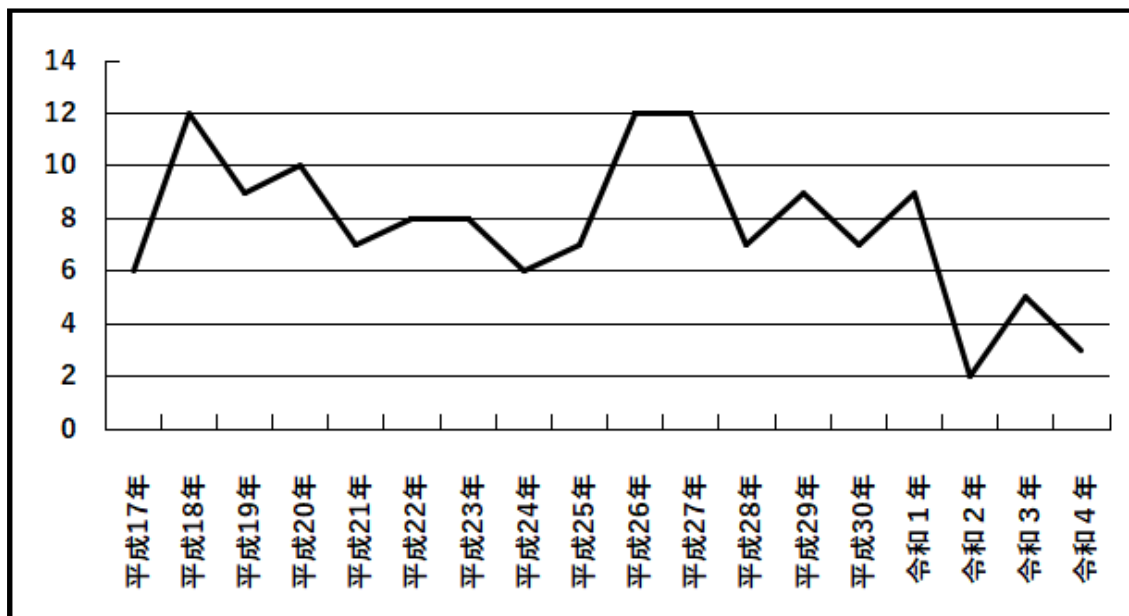
(単位=人)

	平成29年	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年
全国	21,127	20,668	19,974	20,907	20,820	21,881
福岡県	877	861	816	884	914	893
久留米医療圏	70	73	78	91	85	75
うきは市	9	7	9	2	5	3

出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2022 年更新版」

うきは市自殺者数推移

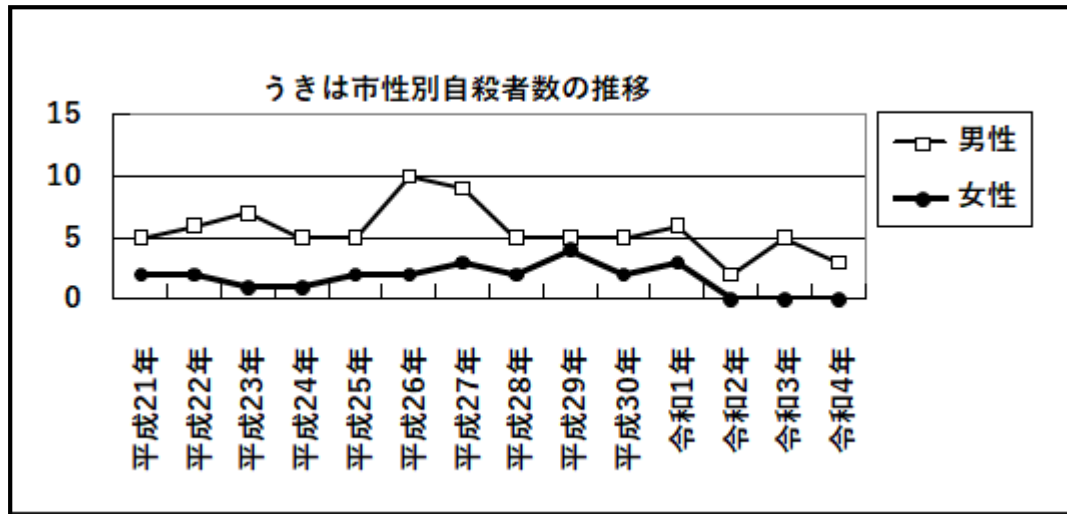
(単位=人)



出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2022 年更新版」

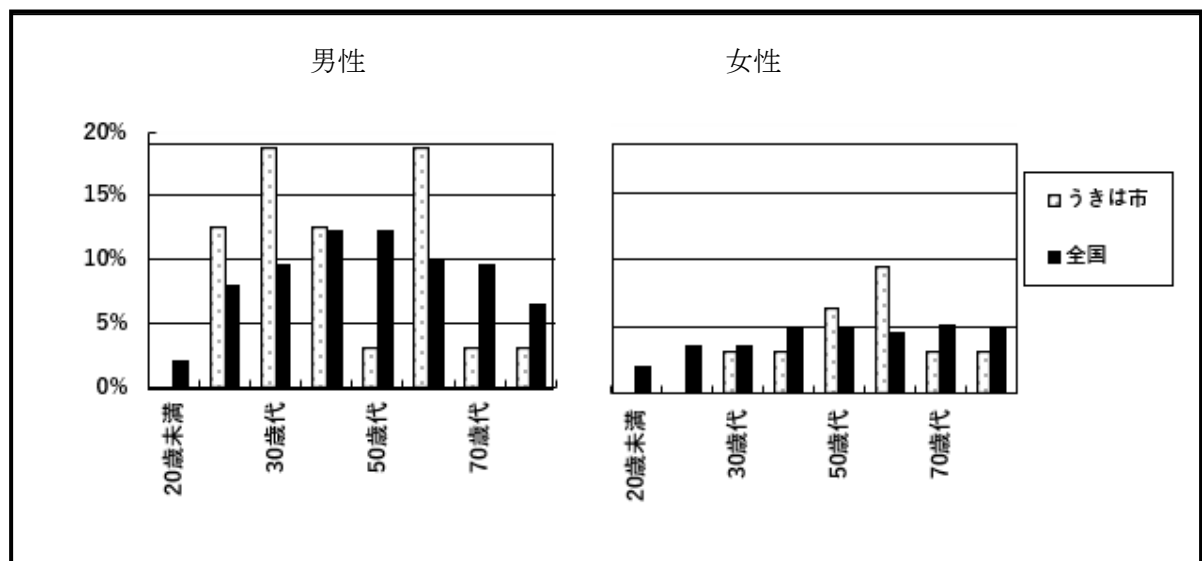
2 性別・年齢階級別自殺者数

性別自殺者数の推移をみると、男性の自殺者数が女性を大きく上回って推移しています。



出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2022 年更新版」

平成29年から令和3年までのうきは市における自殺者について、性別・年齢階級別でみると、20代、30代、40代、60代の男性の割合が他の年代と比較して高い状態となっています。また、全国の自殺者数と比較すると、30代男性と60代男性は約2倍近い数値となっています。女性は、50代、60代が他の年代と比較して高い状態となっています。60代女性は全国より約2倍近い数値となっています。



出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2022 年更新版」

3 自殺死亡率

自殺死亡率とは、人口10万人あたりの自殺者数のことをいいます。

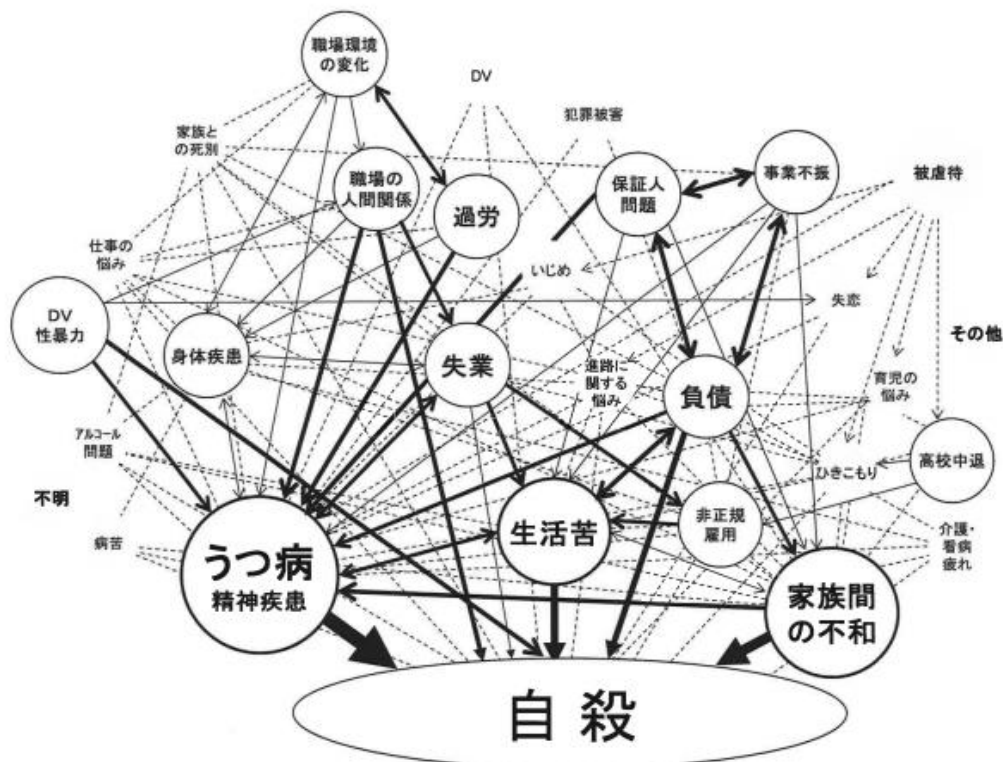
うきは市の自殺死亡率は、全国、福岡県及び久留米医療圏と比較して令和1年まで高い数値で推移していました。令和2年は、大幅に減少しました。背景には、女性の自殺者がいなかったことがあげられます。令和3年も女性の自殺者はいませんでしたが、男性の自殺者が増加したため自殺死亡率は増加しています。令和4年は、女性の自殺者がなく男性の自殺者も減ったため、自殺死亡率が10.5人となっています。

(単位=人)

	平成29年	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年
全国	16.5	16.2	15.7	16.4	16.4	17.38
福岡県	17.1	16.8	15.9	17.2	17.8	17.48
久留米医療圏	15.2	15.8	17	19.9	18.6	16.28
うきは市	29.4	23.1	30.2	6.8	17.3	10.5

出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2022 年更新版」

自殺実態 1,000 人調査から見てきた自殺危機経路



出典：NPO 法人ライフリンク 「1000 人実態調査」から見てきた自殺の危機経路

4 主な自殺の特徴

うきは市の主な自殺者の特徴（平成 29～令和 3 年合計）＜特別集計（自殺日・住居地）＞

上位 5 区分	自殺者数 (5年計)	割合 (10万対)	自殺死亡率*	背景にある主な自殺の危機経路**
1位:男性20～39歳 有職同居	5	15.6%	58.4	職場の人間関係／仕事の悩み(ブラック企業) →パワハラ＋過労→うつ状態→自殺
2位:男性20～39歳 無職同居	4	12.5%	309.0	①【30代その他無職】 ひきこもり＋家族間の不和→孤立→自殺 ②【20代学生】 就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
3位:男性60歳以上 無職同居	4	12.5%	36.6	失業（退職）→生活苦＋介護の悩み（疲れ） ＋身体疾患→自殺
4位:男性40～59歳 有職同居	4	12.5%	29.2	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み ＋仕事の失敗→うつ状態→自殺
5位:男性60歳以上 無職独居	3	9.4%	210.2	失業（退職）＋死別・離別→うつ状態 →将来生活への悲観→自殺

出典：警察庁自殺統計原票データを厚生労働省（自殺対策推進室）にて特別集計
・区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

* 自殺死亡率の算出に用いた人口（母数）は、総務省「令和 2 年国勢調査」就業状態等基本集計を基に JSCP にて推計したものの。

** 「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書 2013」を参考に推定したもの。

第3章 自殺対策の基本的な考え方

1 基本理念

～誰も取り残さないうきはの実現を目指して～

国の大綱では、自殺対策の本質が生きることの支援にあることを改めて確認し、「いのちを支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指すとしています。

うきは市においても、この理念を基に、「～誰も取り残さないうきはの実現を目指して～」を基本理念として、人々や組織が密接に連携し、地域のつながりを築きながら、地域全体で自殺対策を推進していきます。

「自殺総合対策大綱」（令和4年10月閣議決定）（概要）

- 平成18年に自殺対策基本法が成立。
- 同法に基づく「自殺総合対策大綱」に基づき、自殺対策を推進。

現行：令和4年10月14日閣議決定
第3次：平成29年7月25日閣議決定
第2次：平成24年8月28日閣議決定
第1次：平成19年6月8日閣議決定

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- ✓ 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている
- ✓ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- ✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する

第5 自殺対策の数値目標

- ✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。
(平成27年：18.5 ⇒ 令和8年：13.0以下) ※令和2年：16.4

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

2 自殺対策の基本認識

うきは市における自殺対策において、自殺の現状と課題等を踏まえ、以下のような基本認識に基づいて取り組みます。

- ①自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、誰にでも起こり得ることである
- ②生きることの支援が自殺対策の本質である
- ③自殺対策は、行政だけではなく地域社会で取り組む課題である

3 自殺対策の基本方針

- ①生きることの包括的な支援として推進する
- ②関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- ③自殺問題に関する市民の理解の促進に努める

4 基本施策と重点施策

基本理念である「～誰も取り残さないうきはの実現を目指して～」を基に主に以下の8つの施策を実施します。

基本施策

- ①地域におけるネットワークの強化
- ②自殺対策を支える人材の育成
- ③住民への啓発と周知
- ④生きることの促進要因への支援
- ⑤児童生徒の SOS の出し方に関する教育

重点施策

- ⑥勤務者・経営者への対策
- ⑦高齢者への対策
- ⑧無職者・生活困窮者への対策

5 計画の数値目標

国は大綱において、令和7年までに自殺死亡率を平成27年（18.5人）と比べて30%以上（13.0人以下）減少させることを目標として定めました。国の目標を踏まえ、うきは市の自殺対策計画の目指すべき目標値は、平成29年から令和4年の平均自殺死亡率19.55人（5.8人）を令和6年から8年までの3年間で約30%減少の13.68人（4人以下）を目指します。

第4章 自殺対策における取組

1 基本施策

① 地域におけるネットワークの強化

うきは市の基本理念である「～誰も取り残さないうきはの実現を目指して～」を実現するためには、国や県、市、関係団体、民間団体、企業及び市民が連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化したうえで、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要となります。

今後、本施策において取り組みに参加する各協議会等の団体と連携を強化しながら、さらなる自殺対策の推進に努めます。

○うきは市自殺対策プロジェクト委員会 【福祉事務所】

市民の自殺対策に関する施策の協議・検討を様々な機関・団体と一体となって行い、自殺予防を推進します。

○うきは市地域ケア会議 【保健課】

地域社会資源の情報収集及び活用を行い地域が抱える問題の把握・共有化を行うことで、自殺予防と連動させていきます。

○うきは市ひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク協議会 【保健課】

一人暮らしの高齢者等を孤立させない地域づくりを目的とし、孤独感を和らげ生きることの促進要因の推進に繋がります。

○うきは市安全・安心まちづくり推進協議会 【市民協働推進課】

うきはの里安全安心まちづくり市民大会を主催し、大会の中では、防犯及び交通事故防止について地域と行政が共に取り組むことを目的としています。推進協議会で自殺実態に関する情報を共有し、自殺対策についての理解を深める機会としていきます。

② 自殺対策を支える人材の育成

うきは市の基本理念である「～誰も取り残さないうきはの実現を目指して～」を実現するために、自殺の実態を広く知ることが必要であると考えます。自殺の問題を他人事として捉えるのではなく、身近な問題であると考えなければなりません。そのためには人材育成を充実させる必要があります。

うきは市では、地域にゲートキーパーとしての役割を担う人材及び声掛けや顔合わせを通して地域で支える人材を育成し、体制を構築することが求められています。

○自殺対策プロジェクト委員会講演会 【福祉事務所】

自殺予防に繋がる様々な内容の講演会を開催し、市民だけでなく医療、介護、民生委員など地域の支え手となる方の育成を進めます。

○研修会への参加 【全庁】

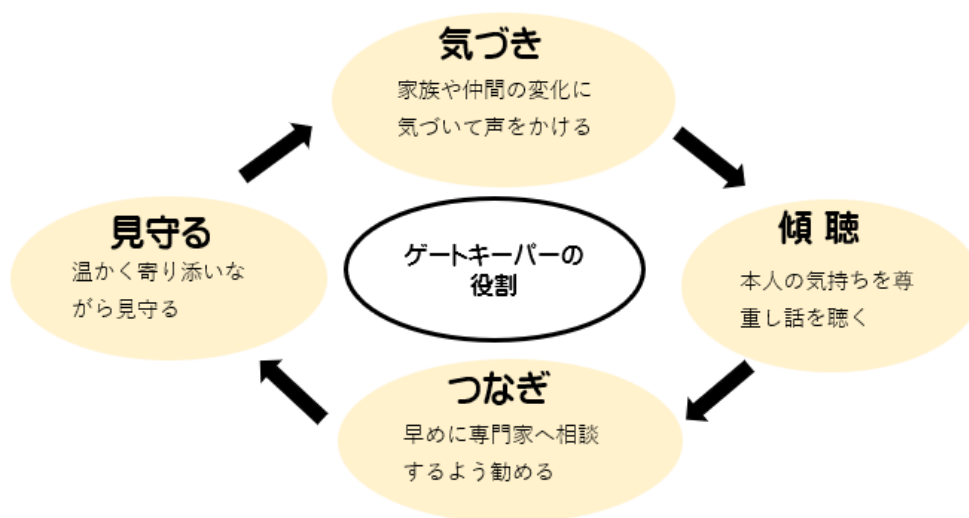
福岡県や関係機関が実施する自殺対策等に関する研修会に参加します。

○ゲートキーパー研修 【福祉事務所】

自殺のサインに気づき対応できる人（ゲートキーパー）を増やすことを目的にゲートキーパー研修を開催します。

○市職員を対象とする研修 【全庁】

窓口業務や相談の際に、早期発見に繋がるようにゲートキーパー研修に参加し、新規に採用された職員には、庁内研修で市内の自殺の実態を把握し、自殺対策への意識を高められるようにしていきます。



③住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得ること」です。この危機が自分自身に起こる可能性があるということ、並びに危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが必要であるということの理解を促進することで、自殺対策における市民一人ひとりの役割等についての意識が共有される必要があります。

うきは市では、教育活動、広報活動等を通じて自殺対策に関する知識の普及啓発や、様々な問題に関する相談先の周知を推進しています。

○リーフレット・啓発グッズの作成と配布 【福祉事務所】

相談窓口の一覧を記したチラシと自殺対策の標語が印字されたポケットティッシュやボールペン等の配布を行い、自殺予防等の啓発を行います。

○自殺予防週間（9月10日から16日まで）及び自殺対策強化月間（3月）において、相談窓口の案内や自殺予防についての情報を周知します。【福祉事務所】

○うきは市まちづくり出前講座 【生涯学習課等】

市民や団体からの要望を受けて実施する出前講座において、自殺予防や実態に関する情報を伝え、早期発見に繋がる情報を提供します。

○うきは市立図書館での啓発ブースの設置 【生涯学習課】

図書館では、「自殺対策強化月間」等の時期に合わせて生きることの促進に繋がる書籍や、DVD、CDをブースに設置しています。

○相談先の周知徹底 【庁内関係部署】

広報うきは、市ホームページやSNSを通して、相談窓口の周知を行います。

④生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行うことが必要です。出産、育児、介護、障がい等、生きていくことで発生する悩みなどの「生きることの阻害要因」を「生きることの促進要因」に変える対策を推進していかなければなりません。

うきは市では、生きがいづくりや居場所づくりを行うとともに、「生きることの阻害要因を減らす」ため、こころの相談や、その他さまざまな問題に対して専門的な相談に応じ、解決に向けて支援を行っています。

○各課窓口・相談業務 【全庁】

窓口対応、相談業務、訪問業務等において、職員ひとりひとりがゲートキーパーであるという認識を持ち、些細な会話の中でも市民の抱える問題に気づき、早期発見、支援に繋がります。

○妊産婦健康診査 【保健課】

妊娠中や、産後の母親は精神的、肉体的に不調になりやすいことから、保健師や管理栄養師などの専門職による面談を通して、精神的、肉体的安定に繋がります。

○すくすく発達相談療育指導教室 【保健課】

言葉の遅れや発達面で気になる児童に対し、専門家が相談に応じたり、関わり方を教える事で、保護者の負担や不安感の軽減に寄与し生きることの促進要因へ繋がります。

○遺された方への支援 【市民生活課・浮羽市民課】

被保険者の葬祭を執り行った方に、補助金を支給しています。また、亡くなった方の中には自死によるケースも想定されるので、遺族の方に対して一律に相談先等の情報を掲載したリーフレットを配布し、支援に繋がります。

○公営住宅管理 【建設課】

公営住宅の入居申請を受付ける際に、困難な問題を抱えた方や生活困窮者がいた場合には相談先の案内等を行い、支援に繋がります。

○うきは市不登校・引きこもり対策相談支援事業 【福祉事務所】

追加

不登校・引きこもり者やその家族等に対し相談や訪問活動を行ったり、情報共有を行いながら支援することにより、生きることの促進要因への支援となり自殺予防を推進します。

○地域子育て支援事業 【福祉事務所】

追加

地域全体で子育てを支援する基盤を作る目的で運営されている地域子育て支援センターにて、子育ての相談や情報提供を行うことで、保護者の不安感の軽減に寄与し生きることの促進要因へ繋がります。

○男女共同参画推進事業 【男女共同参画推進室】

追加

自分らしく生きる喜びを実感することができる社会を実現することを目指し、男女共同参画のきっかけとなる講座を行い、生きることへの促進要因へ繋がります。

○かがやく“ひと”育成事業 【生涯学習課】

追加

様々な内容の講座を開催し、市民の生きがいに寄与し、生きることへの促進要因へ繋がります。

○子育て世帯訪問支援事業 【福祉事務所】

追加

子育てを手助けして欲しい家庭に訪問支援員が訪問し、家事支援・育児支援・相談支援を行うことで、保護者の不安感や疲弊感の軽減に寄与し生きることの促進要因へ繋がります。

○子育て短期支援事業 【福祉事務所】

追加

保護者の病気や休息等で、一時的に家庭で子どもを養育することが困難となった場合に、一定期間施設で子どもを保護養育することで、保護者の精神安定に繋がります。

⑤児童生徒の SOS の出し方に関する教育

いじめだけに限らず、さまざまな問題を抱えた児童生徒の自殺が社会問題となる中、自殺対策基本法の改正により、学校における SOS の出し方教育の推進が盛り込まれました。うきは市において、児童生徒の自殺は発生していませんが、引き続き児童生徒に継続的な支援を行っていきます。

○いじめ問題対策推進委員会 【学校教育課】

いじめは児童生徒の自殺リスクを高める要因の 1 つであり、いじめの早期発見と対応を行うだけでなく、いじめを受けた児童生徒が周囲に助けを求められるよう、SOS の出し方教育を推進していきます。また、各小中学校のいじめ防止基本方針の見直しを重ねて、いじめの早期発見、即時対応、継続的な再発防止を図ります。

○スクールカウンセラー 【学校教育課】

児童生徒の悩みや心配事に関する相談をカウンセラーが対面で受け付けています。教職員以外で専門の相談員に相談できる機会を提供することで、相談者の相談に対する敷居を下げ、早期の問題発見・対応に繋がります。

○不登校児童生徒適応指導 【学校教育課】

公立小中学校に通う不登校児童生徒を対象に、集団再適応、自立を援助する学習生活指導等を実施しています。不登校を理由に自殺に繋がる危険性を回避するため、指導員が必要に応じて関係機関へ繋がります。

○うきは市不登校・引きこもり対策相談支援事業 【福祉事務所】

追加

不登校や引きこもりの者の保護者や関係機関等からの相談や支援を行う中で、自殺リスクを早期に発見し対応に繋がります。

2 重点施策

⑥勤務者・経営者への対策

勤務者・経営者において仕事は生活時間の多くを占めるものであり、勤務環境・労働環境は心身に大きな影響を及ぼします。そのため、勤務者・経営者が働きやすく、相談しやすい職場環境を整えることが重要です。

うきは市では平成29年から令和3年の自殺者数32人のうち、有職者（被雇用者、勤め人等）が40%（13人）で、この数値は全国とほぼ同等となっています。

うきは市でも職域や各事業所と連携を図り、勤務環境・労働環境の多様化に対応できるよう、産業保健等関係機関と協力しながら、勤務者・経営者の対策に取り組んでいく必要があります。

○労働相談窓口事業 【うきはブランド推進課】

追加

賃金や勤務時間などの労働条件、解雇、休業などの労働に関する相談に応じたり、社会保険労務士が働き方・雇用に関する相談に応じます。

○セーフティネット保証の受付及び事業所認定事業 【うきはブランド推進課】

追加

「セーフティネット保証制度」は、国が指定する全国的に業況の悪化している業種を営む方が、一般の保証とは別枠で借入できる制度です。制度に関する情報提供及び申請に必要な事業所認定を行い、中小企業の経営の健全化に繋がります。

○学校職員健康管理 【学校教育課】

追加

健康管理医の学校訪問により、教職員等のメンタルヘルス不調に早期に気づき、対応できるよう健康指導を行います。

⑦高齢者への対策

うきは市における平成29年から令和3年までの高齢者の自殺者数は13人であり、全体の50%になっています。男女ともに60代の自殺者数の割合が全国平均と比べ高い数値になっています。

高齢者は、自身や家族の身体疾患の問題や死別、介護や生活困窮といった問題の発生により、閉じこもりや抑うつ状態から孤立・孤独に陥ってしまう傾向にあります。高齢者の居場所づくり、社会参加の強化、地域での見守りなど、生きることの包括的な支援の施策の推進を図ります。

○高齢者緊急支援事業 【保健課】

緊急的な一時保護が必要とされる高齢者を特別養護老人ホーム等に一時的な保護を行うことで、生命の安全確保に努めます。

○配食サービス事業 【保健課】

おおむね65歳以上で、買い物及び調理が困難で家族等による支援も困難な高齢者に対して栄養面を考慮した食事の配達を行い見守ることで、地域からの孤立防止を図ります。

○在宅医療・介護連携センター運営等業務 【保健課】

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた場所で長く生活することができるよう在宅医療・介護連携センターを設置しています。このセンターの運営委員会等の議題の一つとして、自殺実態や自殺対策について議論し、関係者の認識の共有や理解の促進を図ることで、対象者への包括的なサービスに繋がります。

○介護予防・生活支援体制整備事業 【保健課】

高齢者が在宅生活を継続していくために必要となる多様な介護予防・生活支援サービスの提供体制を構築し、様々な活動を通じて、地域の問題を察知し支援へと繋げ、地域住民の支え合いの醸成強化を図ります。

○高齢者等見守り事業 【保健課】 追加

引きこもりがちで社会から孤立しやすい高齢者等が安心して生活できるように、民生委員・児童委員や民間事業者等の協力を得て、地域で見守る体制づくりを行います。

○低所得高齢者住まい・生活支援事業 【保健課】 追加

低所得高齢者の住みかえや住まいに関する相談受付・情報提供などを行い、関係機関と連携して必要な支援を行います。

○家族介護者交流・リフレッシュ事業

家族で介護をしている人の交流や相談する場を設け、介護者の負担軽減を図ります。

⑧無職者・生活困窮者への対策

うきは市では平成29年から令和3年の自殺者数32人のうち、無職者が約59%（19人）を占めており、自殺者の半数以上に達しております。生活困窮に陥る原因は、経済問題だけではなく、身体疾患、介護、障がいや対人関係など多岐に渡ります。うきは市では、多数の自殺リスクを抱えている人が少なくない状況を踏まえ、生活困窮者自立支援法による相談支援事業と連動した包括的な支援に取り組みます。

○被災児童生徒就学援助 【学校教育課】

災害により被災し、就学が困難な児童生徒に対し、学用品や給食費を援助します。援助の提供時に抱えている問題を把握し、必要に応じて関係機関へ繋がります。

○要保護及び準要保護児童生徒就学援助 【学校教育課】

経済的な理由により、就学が困難な児童生徒に対し、学用品や給食費を援助します。援助の受付時に保護者との接触を機会に、抱えている問題を把握し、必要に応じて関係機関へ繋がります。

○生活困窮者自立支援事業 【福祉事務所】

生活困窮者が抱える多様で複合的な問題は、自殺リスクを抱える人の問題と重複している場合が多いため、生活困窮者が抱える問題に対して必要な情報提供及び助言を行うとともに、様々な支援を一体的かつ計画的に行うことにより、自立の促進を図ります。

○生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金） 【福祉事務所】

離職者であり、就労能力及び常用就職の意欲のある者のうち、住宅を喪失している者または喪失するおそれのある者に対し、住宅手当を支給します。住宅は最も基本的な生活基盤であるので、その喪失の恐れや不安を解消することで自殺リスクの軽減を図ります。

○窓口対応（納税相談） 【税務課・水環境課】

納税が困難となった方の中には、失業や倒産など収入の激減により、心理的なストレスを受ける方も多くいます。そういった方の問題を医療や福祉など様々な支援と繋げ、納付計画や生活再建の手助けを行います。

○消費者行政活性化事業 【うきはブランド推進課】

追加

消費生活上困難を抱える人々は、自殺リスクが高いグループでもあります。消費生活相談をきっかけに抱えている問題を把握し関係機関へ繋がります。

○女性起業家等支援事業【男女共同参画推進室】追加

就業につながる資格等の取得を目的とした講座を実施し、支援を行います。

○母子福祉事業【福祉事務所】追加

ひとり親家庭において、就職につながる能力開発のため講座受講料の補助を行い生活の安定と向上を図ります。

○無料職業紹介所【うきはブランド推進課】追加

市内の仕事に関する情報を求職者へ提供し、雇用機会を拡大し生活困窮者の生活安定へ繋がります。

○ひとり親家庭等日常生活支援事業【福祉事務所】追加

ひとり親家庭において、家庭生活支援員を派遣し、その生活を支援することで生活の安定と向上へ繋がります。

第5章 評価指標一覧

本計画における評価指標は以下の通りです。

全体の評価指標

自殺死亡率（人口10万人対）	現状値より約30%減	現状値 19.55 _*	目標値 13.68 _{**}
----------------	------------	---------------------------	----------------------------

* 平成29年度から令和4年度の平均

** 令和6年度から令和8年度の平均

各取組みの目標

評価指標	具体的内容	現状値 令和5年	目標値 令和6年
うきは市自殺対策プロジェクト委員会会議	うきは市民の自殺対策に関する施策の協議・検討	1回／年	2回／年
うきは市地域ケア会議	地域社会資源の情報収集及び活用を行い地域が抱える問題の把握・共有化を行う	1回／年	1回／年
うきは市ひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク協議会会議	情報共有や見守り体制の状況把握を行う	1回／年	1回／年
うきは市安全・安心まちづくり推進協議会会議	推進会議で自殺実態に関する情報を共有し、自殺対策についての理解を深める	1回／年	1回／年
自殺対策プロジェクト委員会講演会	自殺予防に繋がる様々な内容の講演会を開催する	1回／年	1回／年
職員研修会への参加	自殺対策等に関する研修会に参加する	2回／年	2回／年
市職員研修	市職員に対して自殺対策意識を高めるための研修を行う	0回／年	1回／年

リーフレット・啓発グッズの配布	街頭、イベント等において、啓発活動を行う	2回／年	3回／年
うきは市まちづくり出前講座	自殺予防や実態に関する情報を出前講座にて周知する	0回／年	1回／年
うきは市立図書館での啓発ブースの設置	図書館で生きることの促進に繋がる書籍等を紹介する	2回／年	2回／年
相談先の周知	広報誌、市ホームページ等による自殺予防、相談先を掲載し普及啓発を図る	2回／年	3回／年以上
うきは市不登校・引きこもり対策相談支援事業会議	市内の不登校・引きこもり者の現状を把握・共有し自殺予防に繋げる	0回／年	1回／年
いじめ問題対策推進委員会会議	学校の状況や取組み等について情報共有を行う	2回／年	2回／年

資料

- 1 自殺対策基本法
- 2 自殺対策の経緯
- 3 うきは市自殺対策プロジェクト委員会設置要綱

自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えつつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

（自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

（関係者の連携協力）

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体への傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関

する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（自殺発生回避のための体制の整備等）

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

（自殺未遂者等の支援）

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等の支援）

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動の支援）

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

（設置及び所掌事務）

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

（会議の組織等）

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内

閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

2 自殺対策の経緯

- 平成 8 年 WHO（世界保健機関）「自殺予防のためのガイドライン」公表
- 平成 12 年 3 月 「健康日本 21」の中で自殺予防に取り組む
- 平成 14 年 12 月 厚生労働省自殺防止対策有識者懇談会で「自殺予防に向けての提言」報告
- 平成 17 年 7 月 参議院厚生労働委員会「自殺に関する総合対策の緊急かつ効果的な推進を求める決議」
- 平成 18 年 6 月 「自殺対策基本法」成立（議員立法、10 月施行）
- 平成 19 年 4 月 内閣府自殺対策推進室設置
- 平成 19 年 6 月 「自殺総合対策大綱」閣議決定
- 平成 24 年 8 月 「第 2 次自殺総合対策大綱」閣議決定
- 平成 28 年 3 月 「自殺対策基本法一部改正法」成立（議員立法、4 月施行）
- 平成 29 年 7 月 「第 3 次自殺総合対策大綱」閣議決定
- 令和 1 年 6 月 「自殺対策の中核を担う「指定調査研究等法人」の新法が制定
- 令和 2 年 2 月 いのち支える自殺対策推進センターを指定調査研究等法人に指定
- 令和 4 年 10 月 「第 4 次自殺総合対策大綱」閣議決定

3 うきは市自殺対策プロジェクト委員会設置要綱

(平成 21 年 12 月 14 日告示第 52 号) 平成 22 年 11 月 1 日告示第 55 号 改正

(趣旨)

第 1 条 うきは市民の自殺原因の究明調査及び自殺対策に関する施策の協議・検討を行い、自殺予防に寄与するため自殺対策プロジェクト委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の事務をつかさどる。

- (1) 自殺原因の究明調査及び自殺対策に関すること。
- (2) 自殺予防のための関係機関等によるネットワーク構築に関すること。
- (3) その他、自殺対策事業を推進するために必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 14 人以内をもって組織し、次に掲げる機関又は団体の関係者をもって構成する。

- (1) 市内精神科医療機関
- (2) 民生委員・児童委員協議会
- (3) 社会福祉協議会
- (4) 警察署
- (5) 消防署
- (6) 地域包括支援センター
- (7) 福祉・医療・保健分野において専門資格を有する者
- (8) 福祉、保健等行政職員
- (9) 浮羽医師会
- (10) その他、委員会において必要と認められた者

2 委員会に会長及び副会長 1 人を置くこととし、委員の互選により選出する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長の職務)

第 5 条 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が召集し、会議を主宰する。

2 会長は、必要と認めるときは、第 3 条第 1 項に規定する委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

[第3条第1項]

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(費用弁償)

第8条 委員には、うきは市職員等旅費に関する条例（平成17年うきは市条例第53号）第2条第5項の規定に基づき、費用弁償を支払うものとする。

[うきは市職員等旅費に関する条例（平成17年うきは市条例第53号）第2条第5項]

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年11月1日告示第55号)

この告示は、公布の日から施行する。